

第1章 大学評価と本学の対応

理事（総務担当副学長） 山本 眞樹夫

第1節 自己評価，外部評価および第三者評価

法人化後，国立大学は基本的に自主・自律の運営に任されることになった。同時に，自主・自律による運営が様々な形で評価され，評価如何により国公立全大学の大学が選別され，時には淘汰される時代となった。

大学評価には様々な種類がある。本報告書では，大学評価を自己評価，外部評価および第三者評価の3つに区別しておくことにしたい。

自己評価とは，大学が教育研究等の業務を改善するために自ら行う評価である。評価項目，評価基準および評価方法などは各大学が独自に設定して評価を行うが，評価結果を公表することにより社会に対して説明責任の一端を果たすことになる。本学では，平成4年に自己評価委員会が発足し，以後，着実に自己評価を行い，その結果は『北に一星あり』に掲載されている。

外部評価とは，大学が自主的に大学外部の評価者に依頼して行う評価である。自己評価は「自らが自らを評価する」のであるから，自己満足的な評価に陥りやすい。その欠点を補うために外部の目から評価する。外部評価においては，もっぱら外部評価者が評価を行うことは希で，自己評価の結果を外部評価者が検証するのが一般的である。本学では平成13年度に「言語センター」について，また平成14年度には「修学面における学生支援」について外部評価を実施した（それぞれ『北に一星あり 第8集』（平成15年12月）及び『北に一星あり 第9集』（平成16年3月）参照）。

第三者評価とは，大学外部の第三者機関が評価項目，評価基準および評価方法など設定して行う評価である。文部科学省が国立大学法人に対して行う中期目標に係る業務の実績に関する評価および認証評価機関が行う大学機関別認証評価がある。これらはいずれも国立大学法人法（独立行政法人通則法第34条の準用）および学校教育法（第69条の3）に定められた強制評価である。

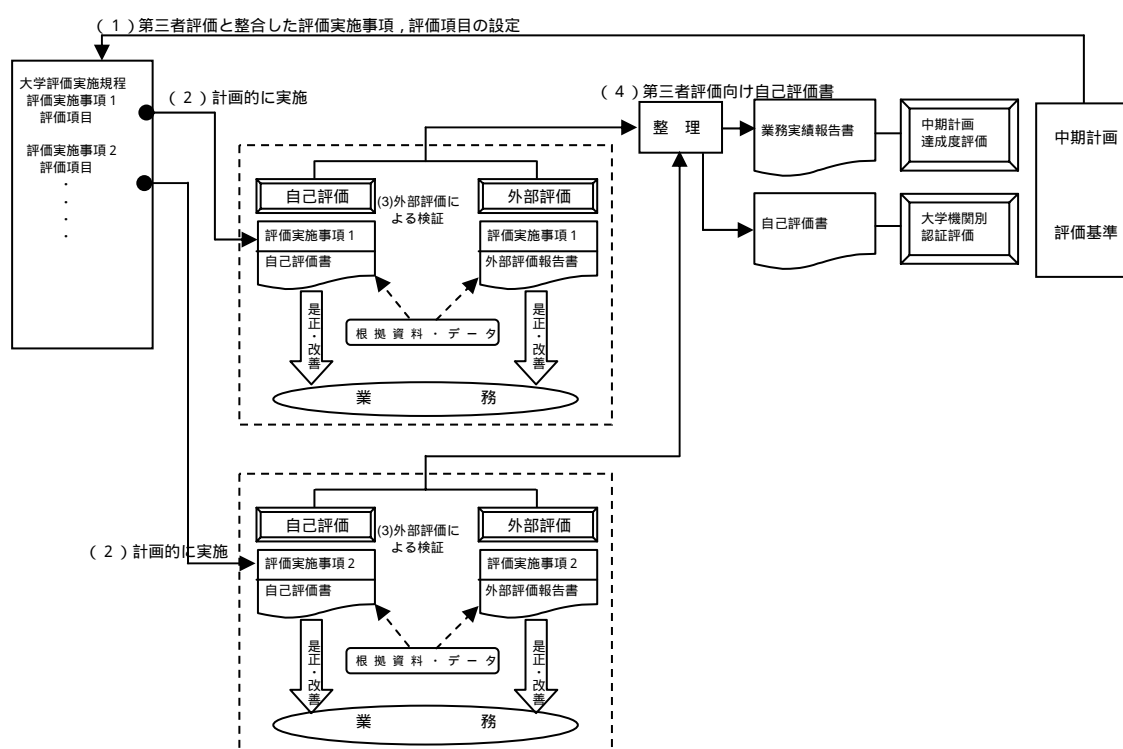
文部科学省が行う中期目標の業務実績評価は，文部科学大臣が定めた6年間の中期目標（国立大学法人法第30条）を達成するために各大学が作成した中期計画（第31条）の達成度を評価するものであり，達成度評価(performance evaluation)といえよう。大学機関別認証評価は，特に大学の教育の質を保証するために認証評価機関が定めた評価基準および評価実施要領に従って7年以内毎（専門職大学院では5年以内毎）に行われる評価であり，教育の質からみて大学として適格であるかどうか評価する適格性評価あるいは有資格評価(accreditation)といえよう。

新聞社や雑誌社などが独自の基準で行う大学ランキングなども一種の格付け評価(rating)であり第三者評価の範疇に入るのであろう。しかし中期計画の達成度評価および大学機関別認証評価は法令に基づく強制評価であり，中期計画の達成度評価では運営費交付金の査定，所要の措置あるいは主要な事務および事業の改廃（通則法第35条の準用）という強力なサンクションをもち，また機関別認証評価では認証評価機関が定めた基準（例えば大学評価・学位授与機構では11の基準を設けている）のうち1つでも満たしていない

基準があれば、大学全体として不適格と評価され、広く公表されるというサンクションを持つため、今後、本学の大学評価の仕組みもこれら2つの評価を中心に組み立てていくことが必要になる。

また、これら2つの強制評価は第三者評価とはいえ、中期計画または評価基準、及び各評価実施要項に従った自己評価の検証という形で行われる。したがって、本来、本学の教育研究等の業務を改善するために自発的に行うべき自己評価も、これらの第三者評価と整合したものにすることが必要がある。本学大学評価委員会は、そのため図1に示すような本学における大学評価の手順を構想した。

図1 自己評価、外部評価及び第三者評価の関連



すなわち、

- (1) 自己評価のための評価実施事項及び評価項目を2つの第三者評価のための評価項目等と整合させ、
 - (2) 評価実施事項に従い数年度にわたり計画的に自己評価を実施し、是正改善を行い、
 - (3) 理想的には自己評価実施後、外部評価を行い更に是正改善を行い
 - (4) 全評価実施事項の自己評価及び外部評価を基礎に、それぞれの第三者評価のための自己評価書を作成する、
- という手順である。

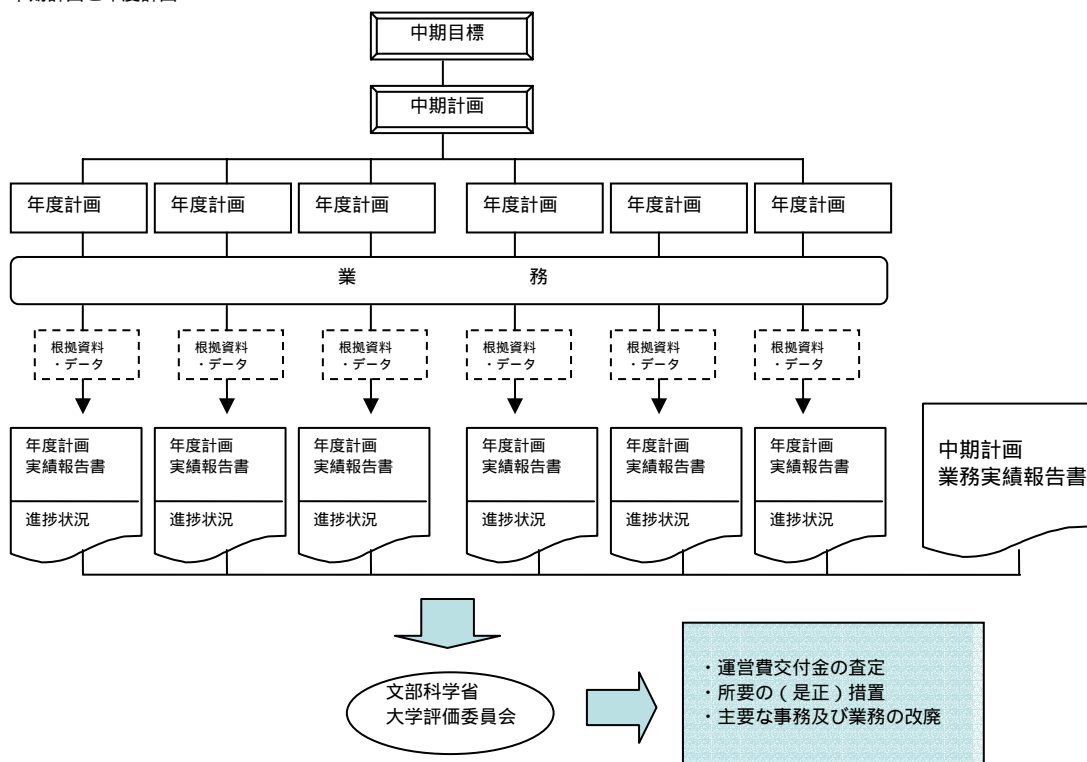
第2節 中期計画と業務実績評価

文部科学大臣は以下の事項について中期目標を国立大学法人に示し，国立大学法人は中期目標を達成するための措置として中期計画を作成する（国立大学法人法第30条，31条）。

- 教育研究の質の向上
- 業務運営の改善及び効率化
- 財務内容の改善
- 自己点検・評価及び当該状況の係る情報の提供
- その他業務運営に関する重要事項
- 予算（人件費の見積もりを含む），収支計画と資金計画
- 短期借入金の限度額
- 重要な財産を譲渡し，又は担保に供する計画
- 剰余金の使途
- その他

中期目標は，法律上，文部科学大臣が定めることとされているが，実際には各国立大学法人が中期計画とともに作成している。中期計画は6年間の計画であり，図2のように各年度の年度計画に区分され，年度計画毎に年度計画実績報告書を作成し，文部科学省に提出する。

図2 中期計画と年度計画



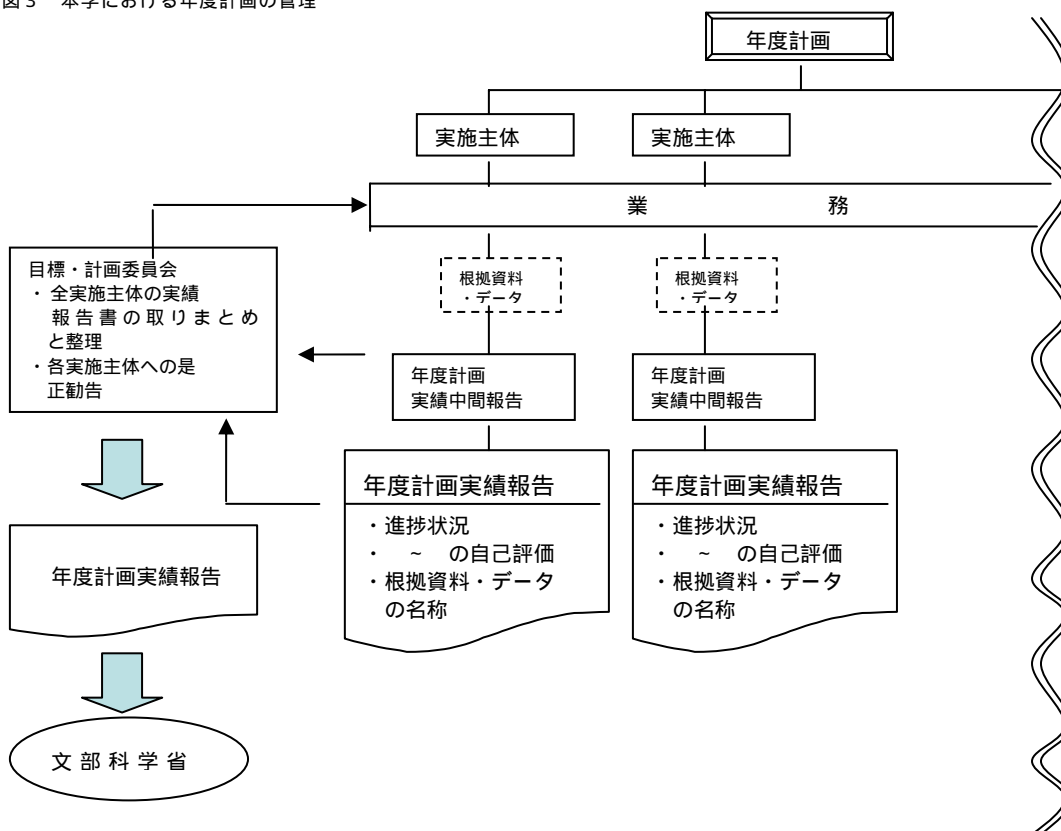
年度計画実績報告書では、事項及び細事項別に中期計画とそれに対応する年度計画の内容、計画の進捗状況を記載する。また、上記事項の、 、 および については下記の4段階で自己評価し、そのように自己評価(判断)した理由を記載することとなっている。

- ・ 「年度計画を上回って実施している」()
- ・ 「年度計画を順調に実施している」()
- ・ 「年度計画を十分に実施できていない」()
- ・ 「年度計画を実施していない」()

本学では、年度計画作成にあたり年度計画の実施を担当する各種委員会、センター、各課などの実施主体を計画に明記している。また、各実施主体に中間実績報告を求め、年度計画の計画的な進捗を促している。

全ての自己評価にあてはまることであるが、評価にあたっては評価の基礎となる事実と評価の根拠を示す根拠資料・データが求められる。現在、文部科学省に提出する年度計画実績報告書には根拠資料・データを添付することは求められていない。しかし、中期計画終了後の業務実績報告書には根拠資料・データを添付すること、あるいは添付しないまでも準備しておくことが求められよう。そのため本学では、年度計画実績報告には、計画の達成状況の根拠を示す資料等の名称を記載することを各実施主体に求め、随時検索できることとした。図3は、以上の本学の年度計画の管理状況を示している。

図3 本学における年度計画の管理



法人化初年度にあたり，以上の方針で中期計画，年度計画の達成に対応してきたが，いくつかの問題点も浮上してきている。その1つは，計画の実施主体への割り振りについてである。中期計画・年度計画達成のための業務と本学の職制上の組織が行う業務とは必ずしも一致していない。中期計画・年度計画達成のための組織が明確でない場合や，複数の組織にまたがることは避けられない。関連する組織間の連携を密にする工夫や，たとえば職制上の組織にとらわれない計画達成のためのプロジェクト型の臨時組織を編成するなどの対応を検討することが必要である。

第2の問題は，学内予算との関係についてである。業務達成のためには予算がともなわなければならない。しかし，法人化初年度という事情もあって，学内予算編成と年度計画策定とが必ずしも連動していなかったため，年度計画達成のための業務を先送りにせざるをえなかった例もある。年度計画達成のための業務を予算に組み込みながら，もう一方では健全な財政基盤を確保するというバランスのとれた予算編成の方策を早急に検討する必要がある。

第3節 大学機関別認証評価

認証評価は，大学の教育研究の質を保証するために文部科学大臣が認証した評価機関が，各大学の申請により行う第三者評価である。各大学の申請によるとはいえ，学校教育法上，大学については7年以内毎に，専門職大学院については5年以内毎にこの認証評価を受けることが義務づけられている。

認証評価機関としては，現在のところ大学基準協会，大学評価・学位授与機構および日本私立大学評価機構がある。また，専門職大学院のうち法科大学院については大学評価・学位授与機構および日弁連法務研究財団が評価機関として認証されている。

国立大学については，平成13年度から大学評価・学位授与機構による試行評価が行われた。毎年，全国立大学について全学テーマ別評価が，また一部の国立大学に分野別教育評価および分野別研究評価が行われた。本学は，全学テーマ別評価のほか，平成14年度着手の経済学系分野別教育評価の対象となった。

すでに指摘したように，認証評価は認証評価機関が設定した評価基準および評価実施要項にしたがって行われる第三者評価であるが，自己評価を検証することによって行われる。大学評価・学位授与機構が設定した大学評価基準は，以下の11の基準から成る。

- 基準1 大学の目的
- 基準2 教育研究組織（実施体制）
- 基準3 教員及び教育支援者
- 基準4 学生の受入
- 基準5 教育内容及び方法
 - 学士課程
 - 大学院課程
 - 専門職大学院課程
- 基準6 教育の成果
- 基準7 学生支援等

基準 8 施設・設備

基準 9 教育の質の向上及び改善のためのシステム

基準 10 財務

基準 11 管理運営

それぞれの基準に対して数個の細基準，趣旨および 10 個程度の評価にさいしての基本的な観点が示されている。すでに指摘したように，上記 11 の基準のうち 1 つでも満たしていない基準があれば，大学全体として不適格と評価され，広く公表されるという相当強いサンクションを伴っている。

認証評価の目的は，教育研究の質の保証にあるが，上記の大学評価・学位授与機構の基準は，研究評価の基準を明示していない。研究評価の困難性のためとされるが，認証評価の目的からすれば，いずれ研究評価の基準も盛り込まれることになるだろう。ただし，基準 3 「教員および教育支援者」の基本的な観点のなかに「教育の目的を達成するための基礎として，教育内容等と相関性を有する研究活動が行われているか。」という項目があり，教員の研究活動は間接的にせよ評価の対象となっている。

本学は，すでに大学評価・学位授与機構による試行評価として全学テーマ別評価および経済学系分野別教育評価を受けており，今後，認証評価に対応するさいのいくつかの課題が浮上してきている。

その第 1 は，根拠資料・データの蓄積と検索である。認証評価も自己評価を基礎に行われるため，事実や評価の根拠となる資料やデータを厳しく求められる。本学も経験したことだが，根拠資料やデータを示すことができなければ，評価不能とされ，結果的に「目的の達成にほとんど貢献していない。」や「活動の実績及び効果がほとんど挙がっていない。」といった最低ランクの評価となる。大学評価・学位授与機構が公表している大学機関別認証評価のための「自己評価実施要領」には，各基準や基本的な観点を評価する上での根拠資料やデータが例示されているので，今後，これらを参考にしながら根拠資料・データを体系的に蓄積し，検索できるシステムの構築が早急に求められる。

第 2 に，経営専門職大学院（ビジネススクール）の評価基準についてである。専門職大学院は，大学とは別に，5 年以内毎に認証評価を受けることが義務づけられている（学校教育法 69 条の 3 第 3 項）。法科大学院については，認証評価機関がすでに存在するが，ビジネススクールについては，まだ認証評価機関が存在せず，従って評価基準もない。当面，大学評価・学位授与機構の評価基準のうち基準 5 および専門職大学院設置基準を参考にしながら，認証評価に耐えうる自己評価および外部評価を行い，準備していくことになるだろう。

第 3 に，実施主体についてである。従来の試行評価，特に全学テーマ別評価では「教育面における社会貢献」や「国際的な連携及び交流活動」など比較的实施主体が明確で，自己評価書も実施主体を中心に作成した。しかし，認証評価では，大学評価基準に示されているように大学業務を網羅的した評価であり，中期計画の達成度評価と同じように，自己評価すべき業務を明確にし，適切に実施主体を割り振ることが必要であろう。

最後に，評価料金について指摘しておきたい。認証評価は，各大学の申請により認証機関が有料で行う評価である。評価料金は，まだ明らかになっていないが，数百万円に上ると予想される。本学のような財政規模の小さな大学では，相当の金額である。評価を申請

する時期を予定し、毎年度の予算から必要額を引き当てるなどの措置が必要と思われる。

第4節 本学大学評価実施規程の改正

現行の本学大学評価実施規程は平成13年7月に制定され、以降、この実施規程に従って自己点検・評価が行われてきたが、法人化後の大学評価に対応するため大幅な改正を行うこととした。主たる改正点は、第1に本学の自己評価を、強制第三者評価である中期計画の達成度評価および大学機関別認証評価と連動させること、第2に自己評価の結果を業務の改善に結びつけるフィードバックの仕組みをより有効なものとするところである。

第1の改正の目的は、第1節に述べたとおりである。改正前の評価実施規程では、詳細な評価項目が別表に掲げられていた。この別表に掲げられた評価項目は、入念に検討されたものであり、今日でも十分に通用する。しかし、新たに導入された強制第三者評価の基礎となる自己評価のための評価項目としては不足する部分、また冗長な部分もある。そこで、大学評価委員会は本学中期計画および大学評価・学位授与機構が公表している大学評価基準を精査し、2つの強制第三者評価に対応しうる評価項目を検討した。その検討の結果が、「自己点検・評価の実施事項及び評価項目 - 大学評価実施規程第11条第1項に規定する「自己評価の実施事項」に係る評価項目の解釈」(資料編参照)である。

ここに示した評価項目は、大学評価・学位授与機構の大学評価基準を基礎とし、本学中期計画との整合性を図ったものである。「自己点検・評価の実施事項及び評価項目と中期計画との対応」(資料編参照)は、これら評価項目と本学中期計画との対応を示している。

改正前の規程では、評価項目を別表に示しており、その変更には規程の改正と同様の審議手続きが必要である。法人化後の大学評価の在り方がまだ流動的であり、また中期計画の変更や評価基準の見直し等があった場合に迅速に対処できるよう、規程本体では、12の評価実施事項のみを示し、評価項目は評価実施事項の解釈資料として扱い、状況の変化に機動的に対処できるようにした。

改正の第2の目的は、自己評価結果のフィードバックをより有効なものとするところである。いうまでもなく、自己評価はその結果を広く公表することにより本学の社会に対する説明責任を果たすことと同時に、教育研究などの業務の改善に結びつけることである。確かに、従来の自己評価の結果は「北に一星あり」を通じて公表し、一定の説明責任を果たしてきた。しかし、これまでは教育研究などの業務の改善に有効に用いられてきたと言えない面があった

改正規程第12条第5項では、自己評価を行った実施主体のみならず大学評価委員会も改善点をチェックし、さらに改善が必要とされた点については実施主体が改善方策を大学評価委員会に報告し、大学評価委員会は改善方策の有効性と進捗を評価することとしている。

第5節 大学情報データベース

すでに指摘したように、大学評価は、雑誌社等による大学ランキングなどの勝手格付けを除けば、外部評価も第三者評価も全て自己評価の検証として行われる。そして、自己評価は、印象や記憶によるのではなく、客観的な根拠資料やデータに基づいて記述され、そうした根拠資料やデータを添付する、あるいは求めに応じていつでも提出可能な状態にし

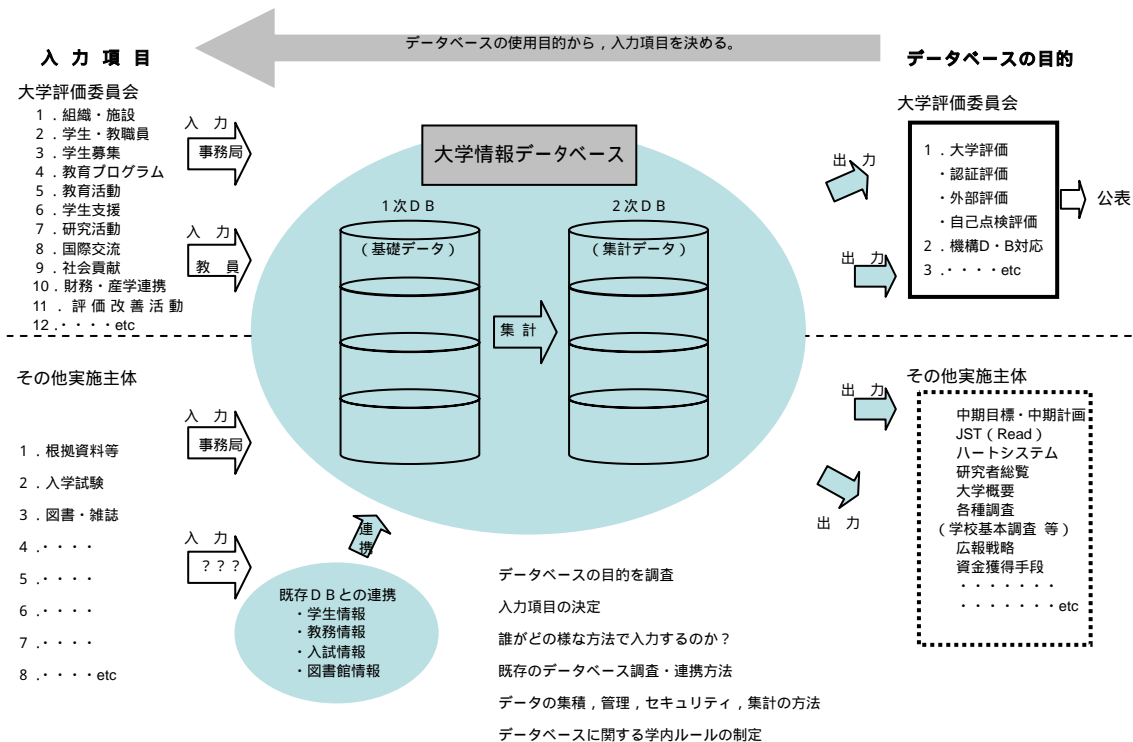
ておくことが厳しく要求される。

しかし、本学では、過去、自己評価に必要な根拠資料やデータが体系的に蓄積されてこなかった。また、過去の大学評価・学位授与機構による試行評価においては根拠資料やデータの存在の確認、検索に多くの時間と労力を費やしてきた。そのため、根拠資料やデータが体系的に蓄積され、容易に検索できる大学情報データベースの必要性を痛感した。

大学評価委員会では、当初、平成17年度に研究評価を実施することを検討していた(「本学が行う研究評価の在り方」資料編参照)。しかし、研究評価においても教員の研究業績に関する体系的な情報の蓄積が不可欠であり、今後、計画的に、順次、評価実施事項に従って自己評価を行っていくことを予定しているため、大学情報データベースの構築を優先することとした。

図4は本学が構想する大学情報データベースのイメージである。大学情報データベースは大学評価ばかりでなく、JSTや入試センターのハートシステムなど外部情報サービス機関への情報提供、社会連携のための研究者情報の提供や外部資金獲得のための広報活動、さらには各種の学内業務への利用など幅広い活用が可能であり、本学の業務改善に大いに貢献するものと期待される。

図4 小樽商科大学情報データベース イメージ図(素案)



平成17年度より、教育開発センターにおいて大学情報データベースの構築を行う予定である。